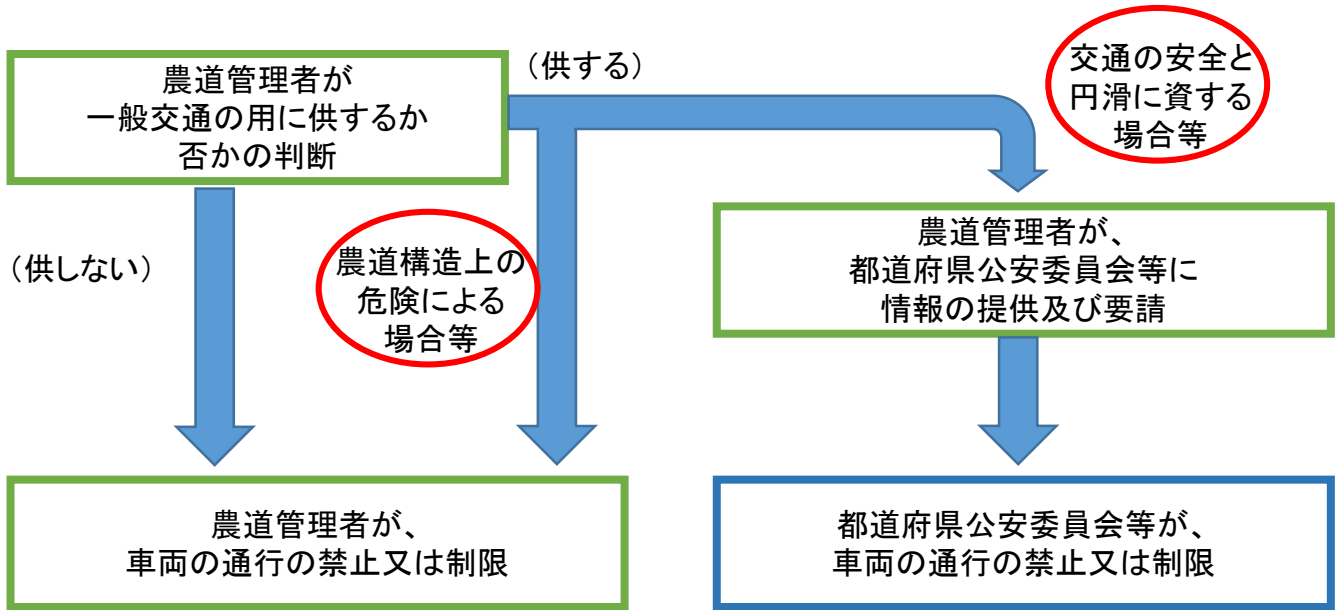


農道における車両の通行に関する措置



項目	概要	
道路交通法の対象となる「道路」	農道は「一般交通の用に供するその他の場所」に該当する。 【道路交通法における「道路」(第2条第1項)】 ・道路法第2条第1項に規定する道路 ・道路運送法第2条第8項に規定する自動車道 ・一般交通の用に供するその他の場所	
一般交通の用に供するか否かの判断	農道管理者が「一般交通の用に供するか」を農道の状況等を踏まえ常時判断できる。 (必要に応じて、都道府県公安委員会等に情報提供等を行う)	
通行の禁止又は制限の措置	供一般交通の用に 供すると判断に	・ <u>道路交通法の適用を受ける</u> ①農道構造上の危険による場合等 ・農道管理者が必要な措置を行う ②交通の安全と円滑に資する場合等 ・農道管理者は都道府県公安委員会等に対し必要な情報の提供及び要請を行う ・ <u>都道府県公安委員会等が必要な措置を行う</u>
	供一般交通の用に 供しないと判断に	・ <u>道路交通法の適用を受けない</u> ・ <u>農道管理者が必要な措置を行う</u>

お問い合わせ先

農村振興局 整備部 地域整備課 農村整備企画班
代表:03-3502-8111(内線5512) ダイヤルイン:03-6744-2200